

所得税の確定申告



申告・相談期間は2月16日（月）から
3月16日（月）までです。
申告はお早めに！

【所得税の問合せ先：岡崎税務署 ☎ 58-6511】

確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分で正しく計算し、納税する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合（還付）の2つのケースがあり、事業を営む人のほかに、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確認し、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。

確定申告書作成会場

とき 2月16日（月）から3月16日（月）まで

土・日曜日は除きます。ただし、2月22日（日）と3月1日（日）は行いません。

ところ 岡崎税務署 岡崎合同庁舎

岡崎市羽根町北乾地50-1

☎ 58-6511

時間 午前9時から午後5時まで

税理士による無料税務相談所

所得税および消費税・地方消費税の申告で分からないときは、税理士による無料税務相談所をご利用ください。

とき 2月17日（火）から24日（火）まで

土・日曜日は除きます。

ところ 幸田町商工会

時間 午前9時30分から午後4時まで

（正午から午後1時までには休憩）

協力 東海税理士会岡崎支部

所得税の確定申告

【所得税の確定申告が必要な人】

◆事業所得や不動産所得がある場合

・各種所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除などの各種控除の合計額より多い人

◆給与所得がある場合

- ・給与の収入が2千万円を超える人
- ・給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える人
- ・2か所以上の勤務先から給与を受けている人

○上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの適用を受けよつとする場合は、上記に当てはまらない場合であっても確定申告が必要です。

【所得税の確定申告をする と税金が戻る人】

給与所得者や年金収入の人で、確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはま

る人は、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

①住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入、または増改築した人

□必要書類Ⅱ住民票の写し、住宅（土地）

の登記事項証明書、住宅（土地）の売買（請負）契約書の写し、住宅ローンなどの年末残高証明書など

②医療費の支払が多額な人

□必要書類Ⅱ医療費の領収書、保険などで

補てんされる金額の分かるもの

③災害や盗難に遭った人

□必要書類Ⅱ被災証明書など（詳しくは、

岡崎税務署にお問い合わせください）

④年の途中で退職し、再就職してないために年末調整を受けていない人

⑤年末調整で控除の手続きを忘れた人

①から⑤共通

□必要書類Ⅱ源泉徴収票の原本、本人名義

の振込口座の分かるもの、印鑑など

【確定申告に必要なもの】

■確定申告書（郵送された人のみ）、収支内訳書（事業所得や不動産所得などのある場合）

■帳簿など、収入金額や必要経費の内訳のわかるもの

■源泉徴収票の原本（給与や年金のある場合）

■生命保険料、地震保険料控除などを受ける人は払込証明書

■支払った医療費の領収書（医療費控除を受ける場合）

■印鑑（朱肉で押すもの）

○上記以外の書類などが必要となる場合もあります。

書類が不足していると申告できない場合がありますので、詳細は岡崎税務署へお尋ねください。

【振替納税利用のお願い】

所得税や消費税（個人事業者）の納税方法に振替納税の制度があります。これは金融機関の預貯金口座から自動引き落としができる制度です。この制度を利用されますと、納税のための手続きが少なくなり、うっかり納税を忘れて余分な延滞税を支払うことがなくなります。便利で安全な口座振替を、ぜひご利用ください。

ネットでも大丈夫。

「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへ簡単申告！

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくこと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作により、自宅から電子申告することができます。

① 最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の税額控除を受けることができます。(平成19年分の確定申告で控除の適用を受けた人は受けられません。)

② 添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。)

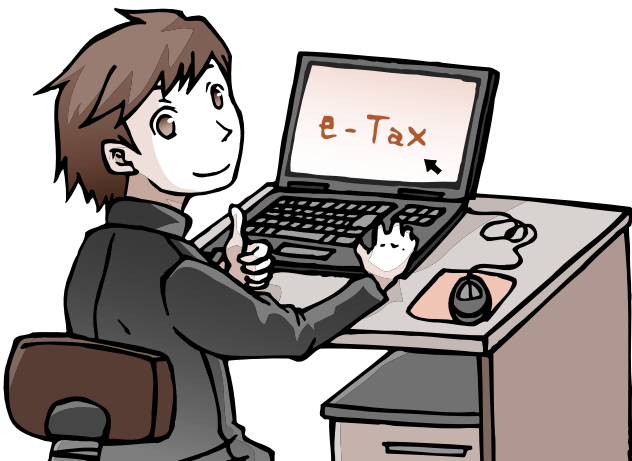
③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

e-Taxを利用する場合は、開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダーライタの購入などの事前手続きが必要です。

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で！

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成し、プリンタを使って印刷したものを、税務署に提出することができます。



平成21年度町県民税の 申告が始まります

【町県民税の問合せ先 税務課 町民税グループ 内線161・162】

＊ ＊平成21年度町県民税の申告の受付期間は、2月16日（月）～3月16日（月）（土・日曜日を除く） ＊ ＊

申告期限間近になると大変混雑しますので、できるだけ早めに申告を済ませてください。申告書は郵送で提出することもできます。申告書の書き方で分からない点があれば税務課町民税グループへ気軽に尋ねてください。

なお、町県民税の申告をしていただかないと、町県民税の課税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者保険料や介護保険料などの正確な計算が判定できませんので、忘れずに申告してください。

町県民税の申告受付

とき 2月16日（月）～3月16日（月）

9時～12時 13時～16時

（土・日曜日を除く）

ところ 役場4階ホール

町県民税の申告用紙は2月上旬に郵送します

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、2月上旬に申告用紙を郵送します。申告用紙が届かない人および新たに申告をする人は、受付会場へお越しください。

●町県民税の申告

平成21年1月1日現在、町内に住所を有する人で、次のいずれかに該当する人は、町県民税の申告が必要です。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません。

- ・給与所得があり、20万円以下の給与以外の所得がある人
- ・2か所以上から給与を受けている人（20万円以下の所得）
- ・昨年中に退職し、再就職していない人
- ・公的年金等（厚生年金、国民年金など）を受給しており、社会保険料控除などを受けようとする人
- ・土地・建物などを売った人で、特別控除等の特例を受けることにより、確定申告の提出義務のない人
- ・町県民税の所得割額から住宅ローン控除の適用を受ける人は申告が必要ですが、平成11年～18年までに入居された人

○昨年中に所得がなかった人でも、所得証明などが必要な人や国民健康保険に加入している人は申告が必要ですが。

○町県民税申告の必要書類は、所得税の確定申告時と同一です。（確定申告に必要なもの参照）

◆確定申告（A申告のみ）の受付について

役場会場でも所得税の確定申告を受け付けますが、対象となるのはA申告（給与、雑（年金、その他）、配当、一時所得）のみです。B申告となる所得（営業・農業などの事業所得、不動産所得、土地や株などの譲渡所得など）がある場合は受け付けできませんので、必ず岡崎税務署で申告してください。

④住宅借入金などの特別控除を受ける人は、税務署で申告してください。（い。）